

## 「防眩材料及びそれを用いた偏光フィルム」事件

平成22年（行ケ）10292号 審決取消請求事件

【事件の概要】 無効審決に対する審決取消訴訟

【事件の表示、出典】 平成24年1月31日判決 最高裁 HP

【参照条文】 特許法第29条第2項

【キーワード】 容易推考性、解決課題の認定、数値限定発明

### 1. 事件の経緯

#### (1) 審決

原告株式会社巴川製鉄所が有していた特許第4017273号に係る特許について、被告大日本印刷株式会社が無効審判を請求。

特許庁は、甲1（特開平10-264284）記載の発明、甲3（特開平6-18706）及び甲5（特開平10-264322）に記載された技術的事項に基づいて、当業者が容易に発明することができたものであると判断し本件特許を無効とする審決。

#### (2) 本件判決

原告の請求を棄却し、無効審決を維持。飯村コートが特許を無効と判断した事例。

### 2. 事実関係

#### (1) 本件特許発明

【発明の名称】 防眩材料及びそれを用いた偏光フィルム

##### 【請求項1】

透明基体の片面もしくは両面に、直接或いは他の層を介して、少なくとも樹脂マトリックス中にフィラーが分散されてなる粗面化層を有し、該フィラーの粒子径Dの粒度分布が、 $0.5 \leq D \leq 6.0 \mu\text{m}$ の範囲のものが60重量%以上、 $6.0 < D \leq 10.0 \mu\text{m}$ の範囲のものが30重量%未満、 $10.0 < D \leq 15.0 \mu\text{m}$ の範囲のものが5重量%以下、かつ、該樹脂マトリックスとフィラーの屈折率の差が0.10以下であることを特徴とする防眩材料。

【請求項2】 (省略) ※偏光フィルムに関する発明

##### 【発明の属する技術分野】

本発明は液晶ディスプレイ（LCD）、プラズマディスプレイ（PDP）、CRT、EL等の画像表示体等に好適に用いられ、特に、画像のギラツキ防止、コントラストの向上等の優れた防眩性を有し、かつ、耐薬品性、耐摩耗性に優れた防眩材料及びそれを使用した偏光フィルムに関するものである。

【0002】

## 【従来技術】

.....

これらディスプレイ表面には、外光の映り込みを防止するために、何らかの反射防止処理が施されている。例えば、LCD では、ディスプレイ表面を粗面化し、光を散乱もしくは拡散させて像をボカス手法が一般的に行われている。この粗面化の方法としては、従来、.....等による方法や、フィラーを含有させた塗工層を設ける方法、または.....する方法等により表面に凹凸を形成する方法が採用されている。

## 【0003】

ところで、表面に凹凸を形成したディスプレイ表面は、ディスプレイの高精細化、高画質化に伴い、上記粗面化層の凹凸ピッチとの関係で画像がぎらつくという問題を有する。このディスプレイの高精細化は、画素の高集積化によるが、前記凹凸の間隔がこの画素ピッチより大きい場合、干渉によるギラツキを発生させる。ギラツキを防止するためには、上記粗面化層の凹凸の高さや間隔を緻密化し、更に、凹凸が面全体で均一になるようにコントロールしなければならない。このような均一な粗面化層を形成するためには、前記の粗面化の方法のうち、フィラーを含有させた塗工層を設ける方法に着目して、該フィラーの粒径及び含有量をコントロールする方法が提案されている。(以下略)

## 【0004】

しかしながら、UV 硬化型樹脂とシリカ顔料からなる粗面化層は、塗料を基材に塗布してから UV を照射するまでの間、低粘度の液状態を呈しているため、粗面化層中のフィラー同士がくっつき合い、凝集 (オレンジピール) するという問題を有していた。粗面化層表面の凹凸を緻密化するようフィラーの含有量を増加させたり、粗面化層の厚さをコントロールするために粗面化層の塗料を溶剤等で希釈する場合、特に顕著で、ディスプレイの高精細化と相まって、ギラツキも著しいものとなっていた。しかも、UV 樹脂とシリカからなる粗面化層の表面ではシリカの凸の部分と樹脂の凹の部分で光の干渉が起きやすく、干渉縞の発生という問題を有するものであった。(以下略)

## 【0005】

### 【発明が解決しようとする課題】

.....本発明の目的はディスプレイへの太陽光及び蛍光灯等の外部光映り込みを防止した、優れた反射防止性や画像コントラストを低下させることなく、ギラツキ等のない鮮明な画像を得ることができる優れた防眩性を有し、かつ、優れた耐摩耗性、耐薬品性を示す、ディスプレイ、特に、フルカラー液晶ディスプレイに好適な防眩材料を提供することにある、また、本発明の他の目的は、上記防眩材料を使用した偏光フィルムを提供することにある。

## 【0006】

### 【発明の効果】

本発明の防眩材料は透明基体の片面もしくは両面に、直接或は他の層を介して、樹脂マトリックス中にフィラーが分散されてなる粗面化層を設けた構成において、前記樹脂マトリックスとフィラーの屈折率の差が0.10以下であることから、CRTやLCD等の画像表示体、特に高精細な画像表示体へ適用した場合は、ギラツキがなく、高コントラストで、かつ鮮明な画像を得ることが可能となる。

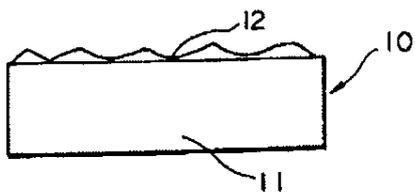
更に、該粗面化層に紫外線、電子線及び／または熱で硬化する樹脂を、それに特定の粒度分布を有するフィラーを選択することで、優れた耐薬品性、耐磨耗性、防眩性を発現することができる。本発明の防眩材料を使用した偏光フィルムは、優れた防眩性を有し、ギラツキがなく、良好な画像コントラストを得ることができることから、液晶パネル等の画像表示体として有用である。更に、また、粗面化層上に反射防止膜を設けることにより、ディスプレイの画質を一層向上させることができる。

- 【図 1】 本発明の防眩材料の構成を示す概略断面図。
- 【図 2】 本発明の防眩材料を使用した偏光フィルムの構成を示す概略断面図。
- 【図 3】 防眩材料を使用した偏光フィルムを具備する液晶表示体の構成を示す概略断面図。
- 【図 4】 防眩材料を使用した偏光フィルムを具備する他の液晶表示体の構成を示す概略断面図。
- 【図 5】 画像コントラストの測定装置の配置図を示す概略図。

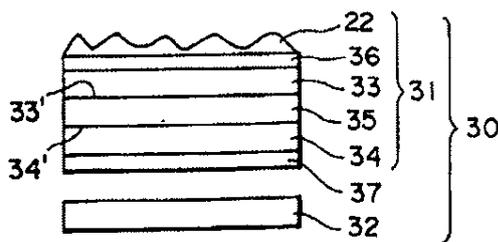
【符号の説明】

10 防眩材料、11 透明基体、12 粗面化層、20 偏光フィルム、21 透明基体、22 粗面化層、23 防眩材料、24 偏光基体、25 保護材、30 液晶表示体、31 液晶パネル、32 背面光源、33, 34 ガラス基盤、33', 34' 透明電極面、35 ネマチック液晶、36, 37 偏光フィルム、40 液晶表示体、41 液晶パネル、43, 44 ガラス基盤、45 ネマチック液晶、46, 47 偏光フィルム、60 光源、61 液晶パネル、62 測光器。

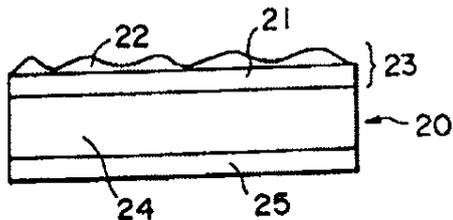
【図 1】



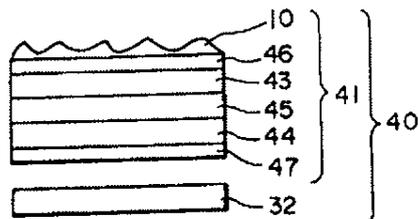
【図 3】



【図 2】



【図 4】



### (3) 審決の判断

甲 1 (特開平 10-264284) 記載の発明(「甲 1 発明」)を主引用例として、甲 3 及び甲 5 に記載の技術的事項と組み合わせることにより容易推考性を認定。

【一致点】 透明基体の片面もしくは両面に、直接、少なくとも樹脂マトリックス中にフィラーが分散されてなる粗面化層を有し、該フィラーの粒子径Dの粒度分布が、 $0.5 \leq D \leq 6.0 \mu\text{m}$ の範囲のものが60重量%以上である点。

【相違点 a】 フィラーの粒子径Dの粒度分布について、本件特許発明 1 は  $6.0 < D \leq 10.0 \mu\text{m}$  の範囲のものが30重量%未満、 $10.0 < D \leq 15.0 \mu\text{m}$  の範囲のものが5重量%としているのに対し、甲 1 発明は  $6.0 \mu\text{m}$  より大きい粒子が20重量%未満としている点。

一致点と相違点 a のまとめ

粒子径	$0.5 \leq D \leq 6.0 \mu\text{m}$	$6.0 < D \leq 10.0 \mu\text{m}$	$10.0 < D \leq 15.0 \mu\text{m}$
本件特許発明 1	60 重量%以上	30 重量%未満	5 重量%以下
甲 1 発明	60 重量%以上	$6.0 \mu\text{m}$ より大きい粒子が 20 重量%未満	

[審決の判断]

- ①  $D > 6.0 \mu\text{m}$  の範囲のものが20重量%未満の範囲においては、相違点 a は相違点とはならない。
- ② 本件明細書には粒度分布を規定する際の境界値として、 $10.0 \mu\text{m}$  あるいは  $15.0 \mu\text{m}$  を選択したことによる有利な作用効果や技術的意義について何ら記載されていないから、甲 1 発明の「粒子径  $6.0 \mu\text{m}$  より大きい粒子が20重量%未満の粒度分布の要件に代えて、本件特許発明 1 の「 $6.0 < D \leq 10.0 \mu\text{m}$  の範囲のものが30重量%未満、 $10.0 < D \leq 15.0 \mu\text{m}$  の範囲のものが5重量%以下」とすることに格別の創意を見出すことはできない。
- ③ 本件特許発明 1 において3つに区分されたそれぞれの粒子径範囲内のフィラーを必須とすべき合理的な根拠も見いだせず、また、本件特許発明 1 と甲 1 発明とでは、解決すべき課題に何ら差異はないから、甲 1 発明において、解決すべき課題やその他の要求される性能を勘案して、相違点 a の事項を得ることは、当業者が容易に想到し得る。

【相違点 b】 樹脂マトリックスとフィラーの屈折率について、本件特許発明 1 は、「樹脂マトリックスとフィラーの屈折率の差が  $0.10$  以下」としているのに対し、甲 1 発明は屈折率について言及していない点。

[審決の判断]

- ① 本件特許発明 1 と甲 1 発明には解決すべき課題の点で差異がない。
- ② 防眩材料において、透明性の配慮を行うことは当業者が当然に行う事項であるから、甲 1 発明と、甲 3 及び甲 5 に記載された事項を組み合わせることができる。
- ③ 屈折率差をどのような値とするかは、解決すべき課題やその他の要求される性能を勘案しつつ、当業者が、実験的に、また甲 1 等の公知文献に記載された実施例について、当業者の認識できる範囲での追試結果（甲 8）を参考にしつつ適宜選定し得る。

### 3. 争点（取消事由）

- (1) 本件特許発明の解決課題の認定
- (2) 相違点 a に関する容易想到性判断の誤り（取消事由 1）  
→ フィラーの粒子径の粒度分布に関連
- (3) 相違点 b に関する容易想到性判断の誤り（取消事由 2）  
→ 樹脂マトリックスとフィラーの屈折率差に関連
- (4) 相違点 a 及び b に係る構成により生じる相乗効果に関する判断の誤り（取消事由 3）  
※本件特許発明 2 についての容易想到性判断の誤り（取消事由 4）は省略

### 4. 主引用例（甲 1）の記載事項（注：本件特許と特許権者が同じ）

【請求項 1】透明基体の片面又は両面に粗面化層を設けた防眩材料において、HAZE 値（J I S K 7 1 0 5）が 3～30 の範囲にあり、前記粗面化層が、少なくともエポキシ系化合物および光カチオン重合開始剤を含む紫外線硬化型樹脂と架橋アクリル樹脂ビーズとから形成されてなり、前記架橋アクリル樹脂ビーズが、粒子径 0.5～6.0 μm の範囲の粒子が 60 重量%以上、粒子径 6.0 μm より大きい粒子が 20 重量%未満の粒度分布を有することを特徴とする防眩材料。

※請求項 5 は省略（偏光フィルムに関する発明）

#### 【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、LCD (Liquid Crystal Display) および CRT (Cathode-Ray Tube) 等の画像表示体等に好適に用いられ、特に、画像部の防眩、耐薬品性、耐磨耗性、更に、指紋等による耐汚染性に優れた防眩材料及びそれを使用した偏光フィルムに関するものである。

【0010】本発明は、従来技術における上記した実情に鑑みてなれたものである。すなわち、本発明の目的は、ディスプレイへの太陽光及び蛍光灯等の外部光の映り込みを防止することにより、優れた防眩特性を発揮し、かつ、ギラツキ等のない鮮明な画像及び高精細画像を得ることができ、更に優れた耐磨耗性、耐薬品性、耐汚染性を示す、ディスプレイ、特に、フルカラー液晶ディスプレイに好適な防眩材料を提供することにある。また、本発明の他の目的は、上

記防眩材料を使用した良好な防眩性を有する偏光フィルムを提供することにある。

(12)

特開平10-264284

21

22

フィルムは、良好な防眩性を有し、ギラツキのない、優れた画像コントラストを示し、したがって、液晶パネル等の画像表示体として有用なものである。

\* 念図である。

【図面の簡単な説明】

【符号の説明】

【図1】 本発明の防眩材料の構成を示す模式的断面図である。

10…防眩材料、11…透明基体、12…粗面化層、20…粗面化層付き偏光フィルム、21…透明基体、22…粗面化層、23…第1の保護材、24…偏光基体、25…第2の保護材、30…液晶表示体、31…液晶パネル、32…背面光源、33、34…ガラス基盤、33'、34'…透明電極面、35…ネマチック液晶、36…偏光フィルム、40…液晶表示体、41…液晶パネル、42…背面光源、43、44…ガラス基盤、45…ネマチック液晶、46、47…偏光フィルム、60…光源、61…液晶パネル、62…測光器。

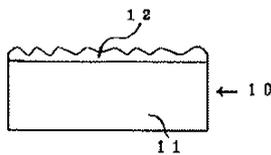
【図2】 本発明の防眩材料を使用した偏光フィルムの構成を示す模式的断面図である。

【図3】 本発明の偏光フィルムを具備する液晶表示体の模式的断面図である。

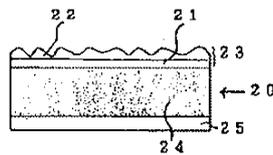
【図4】 本発明の防眩材料を使用した他の液晶表示体の模式的断面図である。

【図5】 画像コントラストの測定装置の配置を示す概\*

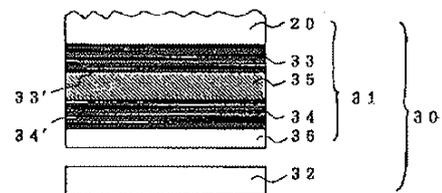
【図1】



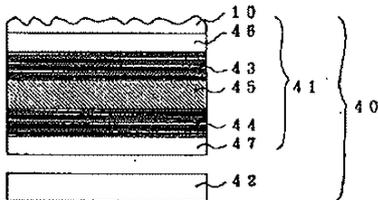
【図2】



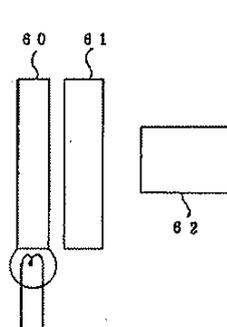
【図3】



【図4】



【図5】



## 5. 裁判所の判断 (判決 16 頁以下)

### (1) 本件特許発明の解決課題について (判決 16 頁以下)

- 原告は、本件特許発明の主たる解決すべき課題は、ギラツキに加えて、「モアレ」の解消であることを前提として、審決には取消事由 1 ないし 4 に係る誤りがあると主張する。しかし、本件明細書の記載から、ギラツキに加えて、「モアレ」の解消も本件特許発明の解決すべき課題であると認めることはできない。 [判決 16 頁]
- ア 本件明細書の段落【0003】、【0004】によれば、本件特許発明における画像のギラツキの原因は、粗面化層の凹凸の間隔が画素ピッチより大きいことによる干渉、又

は、フィラーの凝集（オレンジピール）である旨が記載されている。他方、モアレの原因については、本件明細書には何ら記載されていない。甲14によれば、モアレとは、「格子、スクリーンや規則的間隔のものなど、一般に類似した周期的パタンの重なりにより生じる干渉で現れる縞状の模様の総称」であることに照らすならば、「ギラツキ」と「モアレ」は、異なる原因によって発生する、異なる現象であると認められる。

また、本件明細書における「ギラツキ」及び「モアレ」の語がどのように使用されているかをみると、「ギラツキ」の語は、「ぎらつく」も含めて、合計15箇所、単独で使用されている（【0001】、【0003】、【0004】、【0005】、【0028】、【0030】、【0051】、【0052】、【0054】の【表1】、【0055】、【0056】）。これに対して、「モアレ」の語が単独で用いられている例はなく、わずかに「ギラツキ（モアレ）」が3箇所用いられるにとどまる（【0025】、【0052】）。

そして、本件明細書における防眩材料の評価をみると、段落【0052】の冒頭に「<画像ギラツキ>」と記載され、評価の対象が、画像ギラツキであることは明らかであり、これに続いて、「ギラツキ（モアレ）がある場合、画面上に光のスジが発生するので、このスジの有無や程度を目視により評価した。ギラツキ（モアレ）が全くない場合を○、ギラツキがあるものを×とした。」と記載されていることに照らすと、「モアレ」をギラツキと別個に評価していると解することはできない。

また、本件明細書には、「類似した周期的パターン」や「類似した周期的パタンの重なりにより生じる干渉で現れる縞状の模様」については、何らの記載もない。

以上によれば、本件明細書の段落【0025】、段落【0052】に記載されている「ギラツキ（モアレ）」は、「モアレ」を指すものと理解することはできず、本件特許発明は、解決課題の目的が「ギラツキ」のみならず「モアレ」であるとはいえず、また、本件特許発明により、「モアレの解消」との課題が解決したと理解することもできない。〔判決22～23頁〕

- しかし、原告の主張は、以下のとおり失当である。すなわち、本件明細書（甲41）の段落【0004】には、「しかも、UV樹脂とシリカからなる粗面化層の表面ではシリカの凸の部分と樹脂の凹の部分で光の干渉が起きやすく、干渉縞の発生という問題を有するものであった。」と記載されており、ここでの「干渉縞」は、文字どおりシリカの凸の部分と樹脂の凹の部分での光の干渉によって発生するものと解され、この記載からは、シリカの凸の部分と樹脂の凹の部分とによって規則正しい模様が形成されることや、この規則正しい模様（ピッチ）と、画素による模様（ピッチ）が重なり合うことによってモアレ縞が発生することは読み取ることはできない。したがって、本件明細書の段落【0004】記載の「シリカの凸の部分と樹脂の凹の部分」によって生じる干渉縞が、モアレを意味するとの原告の主張は、採用の限りでない。〔判決23～24頁〕
- 以上によれば、本件特許発明の解決すべき課題が、ギラツキに加えて「モアレ」の解消であるということとはできない。したがって、この点についての原告の主張には理由がなく、

本件特許発明の解決すべき課題がギラツキに加えて「モアレ」の解消であることを根拠とする原告の主張は、いずれも理由がない。 [判決24～25頁]

## (2) 相違点 a に関する容易想到性判断の誤り（取消事由 1）について（判決 25 頁以下）

- ア 上記甲 1 の記載によれば、甲 1 発明は、画像表示体等に好適に用いられる防眩材料及びそれを使用した偏光フィルムに関するものであること（段落【0001】）、従来、画像の高精細化は、主に画像ドットの高密度化により達成されるが、光の入射する基体面の粗面の凹凸の間隔が画像ドットのピッチより大きい場合には干渉によるギラツキが発生するという問題があり（段落【0005】～【0006】）、また、紫外線硬化型樹脂とシリカ顔料からなる粗面化層において、シリカ顔料の分散性は必ずしも十分とはいえない上に、紫外線硬化を行うまでの塗工層は、低粘度の液状態を呈しているため、塗布液を基体に塗布してから紫外線を照射するまでの間に、塗工層中のフィラーがお互いにくっつき、凝集（オレンジピール）するという問題を有している（段落【0008】） ことに加えて、.....という欠点を有しており、更に、.....という問題も有していたこと（段落【0009】）、そこで、甲 1 発明では、ディスプレイへの太陽光及び蛍光灯等の外部光の映り込みを防止することにより、優れた防眩特性を発揮し、かつ、ギラツキ等のない鮮明な画像及び高精細画像を得ることができ、更に優れた耐磨耗性、耐薬品性、耐汚染性を示す、ディスプレイに好適な防眩材料及びそれを使用した良好な防眩性を有する偏光フィルムを提供することを目的とし（段落【0010】）、粗面化層を設けた防眩材料として、HAZE 値（JIS K 7105）が 3～30 の範囲とし、前記粗面化層を、少なくともエポキシ系化合物および光カチオン重合開始剤を含む紫外線硬化型樹脂と架橋アクリル樹脂ビーズとから形成し、前記架橋アクリル樹脂ビーズを、粒子径 0.5～6.0 μm の範囲の粒子が 60 重量%以上、粒子径 6.0 μm より大きい粒子が 20 重量%未満の粒度分布とすることによって（請求項 1）、良好な防眩性を示すと共に、ギラツキがなく、鮮明で高精細な画像コントラストを発現するという効果が得られるものであること（段落【0058】） が認められる。 [判決30～31頁]

- 特許請求の範囲の上記記載によれば、本件特許発明のフィラーの粒子径 D の粒度分布は、0.5 ≤ D ≤ 6.0 μm の範囲のものを 60 重量%以上含むことを必須の構成とするが、6.0 < D ≤ 10.0 μm 及び 10 < D ≤ 15.0 μm の範囲については、0 重量%が排除されていない以上、その含有割合(重量%)は、上限のみを規定したものであり、下限は、何らの規定もされていないと解すべきである。なお、本件明細書(甲 4 1)の実施例 2 においても、粒子径「0.5 ≤ D ≤ 6.0 μm」のフィラーのみ（100%）の例が示されている。

本件特許発明のフィラーの粒子径 D の粒度分布は、上記のとおり、0.5 ≤ D ≤ 6.0 μm の範囲のものを 60 重量%以上含むことを必須の構成とし、6.0 < D ≤ 10.0 μm 及び 10 < D ≤ 15.0 μm の範囲のものは、0 重量%を含む任意のものであるところ、

甲1発明の架橋アクリル樹脂ビーズ（本件特許発明の「フィラー」に相当）の粒度分布は、粒子径0.5～6.0μmの範囲の粒子を60重量%以上含んでいるから、この点で両発明は一致しているといえる。

したがって、相違点aは、実質的な相違点ではないとした審決の認定、判断に誤りはない。[判決31頁]

- しかし、本件特許発明の解決課題に、「モアレ」の解消という課題がないことは、前記のとおりであるから、原告の主張は、主張の前提において、採用できない。また、本件特許発明において、 $6.0 < D \leq 10.0 \mu\text{m}$ 及び $10 < D \leq 15.0 \mu\text{m}$ の範囲のフィラーが0重量%を含む任意のものであることは、上記ア記載のとおりであり、また、本件明細書（甲41）には、本件特許発明が、フィラーの粒子径の粒度分布と屈折率差の要件を組み合わせることによって課題の解決を図るものであることや、屈折率差の要件によって、フィラーの粒径の粒度分布を変更させることは何ら記載されていない。

したがって、本件特許発明は、フィラーの粒子径の粒度分布と屈折率差の要件を組み合わせることによって課題の解決を図るものではないから、両要件を課題解決のための必須の構成であると理解する根拠はない。[判決32頁]

### (3) 相違点bに関する容易想到性判断の誤り（取消事由2）について（判決32頁以下）

- 当裁判所は、本件特許発明の相違点bに係る構成は、甲3及び甲5記載の技術を適用することにより、容易に想到することができるものと判断する。 [判決32頁]

- ア 甲3（注：被告の特許）には、以下の記載がある。[判決32～33頁]

【請求項1】透明基板上に、屈折率1.40～1.60の樹脂ビーズと電離放射線硬化型樹脂組成物から本質的に構成される防眩層が形成されていることを特徴とする耐擦傷性防眩フィルム。

【0001】

【産業上の利用分野】本発明は、ワープロ、コンピュータ、テレビ等の各種ディスプレイ等、特に液晶ディスプレイの表面に用いられる耐擦傷性防眩フィルム、偏光板、及びその製造方法に関する。

【0025】また電離放射線としては、紫外線、可視光線等の電磁波、電子線等の粒子線が用いられる。

樹脂ビーズ：前記電離放射線硬化型樹脂組成物には、防眩性を付与するために屈折率1.40～1.60の樹脂ビーズが混合される。樹脂ビーズの屈折率をこのような値に限定する理由は、電離放射線硬化型樹脂、特にアクリレート又はメタアクリレート系樹脂の屈折率は通常1.40～1.50であることから、電離放射線硬化型樹脂の屈折率にできるだ

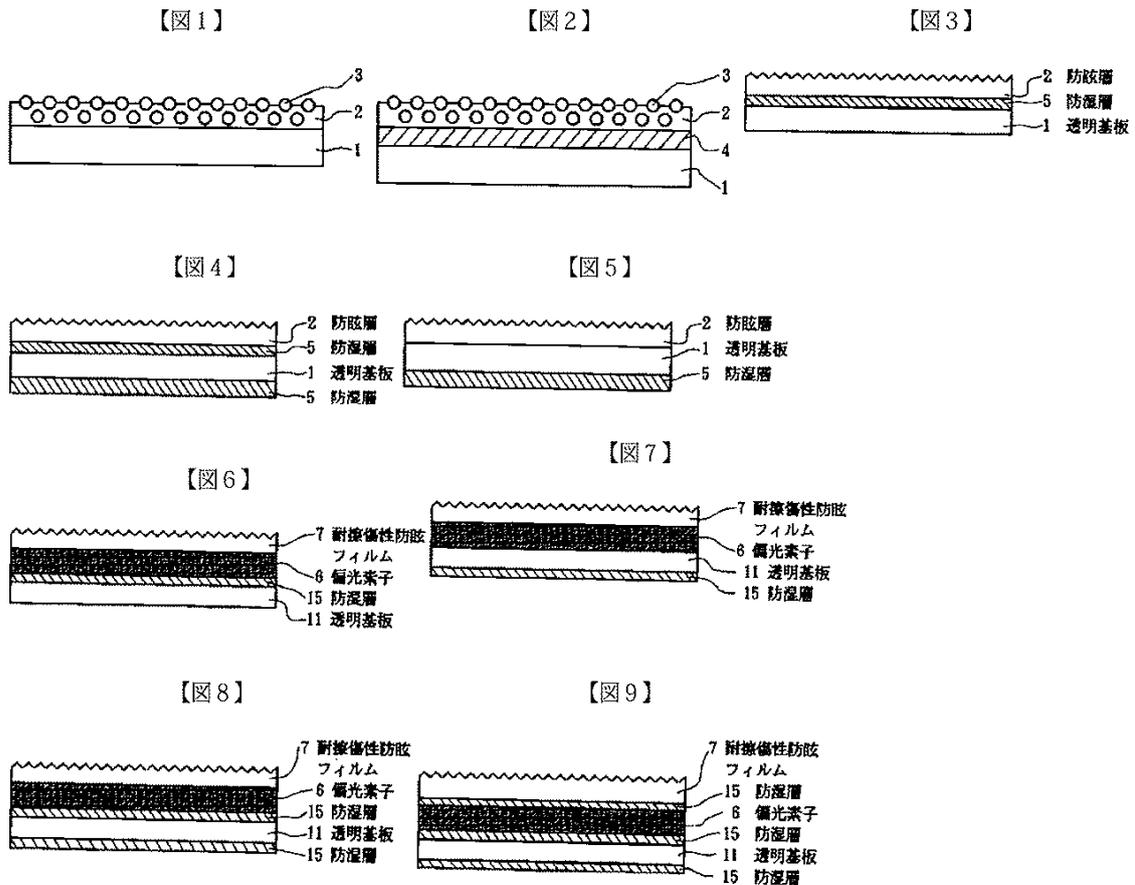
け近い屈折率を持つ樹脂ビーズを選択すると、塗膜の透明性が損なわれずに、しかも、防眩性を増すことができるからである。ところで、電離放射線硬化型樹脂の屈折率に近い屈折率を持つ樹脂ビーズを次の表1に示す。

(以下略)

【甲3の図面】

(13)

特開平6-18706



イ 甲5には、以下の記載がある。 [判決34～35頁]

(中略)

【0001】

【発明が属する技術分野】本発明は、ハードコートフィルムに関し、特にCRTディスプレイやフラットパネルディスプレイ（液晶表示体、プラズマディスプレイ、ELディスプレイ等）の表面に用いる防眩フィルムとして適したハードコートフィルムに関する。

(中略)

【0006】本発明で使用する微粒子は、平均二次粒子径が1.5 μm～2 μm、かつ平均

二次粒子径の標準偏差が0.2～7であって、電離放射線硬化型樹脂に分散させることが出来るものであれば特に限定されるものではない。上記微粒子としては、例えば、シリカ、アルミナ、ジルコニア等の無機微粒子の他、電離放射線硬化樹脂の透明性を損なわないように、電離放射線硬化型樹脂の屈折率に近い、例えば、アクリル樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリ塩化ビニル樹脂、ポリカーボネート樹脂、PMMA樹脂等のポリマービーズも使用されるが、防眩性や解像性等の点からシリカ粒子が好ましい。上記微粒子は、公知の方法によって被膜層塗布液に混合・分散させることにより、容易に硬化被膜層に含有させることが出来る。

- ア 本件特許発明において、相違点bに係る構成（「樹脂マトリックスとフィラーの屈折率の差を0.10以下」との構成）を採用したことの技術的意義について検討する。

本件明細書（甲41）には、樹脂マトリックスとフィラーの屈折率の差について、「（引用部分省略）」（段落【0025】）と記載されており、屈折率の差が0.10を超えると、内部散乱が大きくなり、透明性が損なわれ、ギラツキも非常に目立ってくることが一応説明されている。しかし、本件明細書（甲41）の【実施例】（段落【0054】の【表1】）において、屈折率の差が0.04の時（実施例3）のHAZE値は17.0、屈折率の差が0.16の時（比較例1）のHAZE値は15.0となっており、屈折率の差が0.04の時より0.16の時の方がHAZE値が小さく、すなわち、透明性が高くなっているから、屈折率の差が0.10を越える場合に必ず透明性が損なわれるとはいえない。また、本件明細書（甲41）の【実施例】の欄には、屈折率の差が0.10や、その近辺の実施例は記載されていない。

以上によれば、0.10なる数値には、臨界的な意義があるとはいえないし、また、フィラーと樹脂マトリックスの屈折率の差を0.10以下とすることに技術的な意義があるとはいえない。

そして、上記認定のとおり、甲3には、耐擦傷性防眩フィルムにおいて、電離放射線硬化型樹脂の屈折率にできるだけ近い屈折率を持つ樹脂ビーズを選択すると、塗膜の透明性が損なわれず、しかも、防眩性を増すことができるという技術的事項が記載されている。また、上記認定のとおり、甲5には、防眩フィルムにおいて、電離放射線硬化樹脂の透明性を損なわないように、電離放射線硬化型樹脂の屈折率に近い微粒子を用いるという技術的事項が記載されている。

したがって、審決が、相違点bに係る本件特許発明の構成について、①本件特許発明の解決すべき課題と甲1発明の解決すべき課題とは差異がない、②防眩材料において、透明性の配慮を行うことは当業者が当然に行う事項であるから、甲1発明と、甲3及び甲5に記載された事項を組み合わせることができるなどとした判断に誤りはない。〔判決35～36頁〕

- しかし、上記のとおり、本件特許発明の解決課題はモアレの解消ではなく、本件特許発明は、粒度分布の規定と屈折率差の要件との組み合わせによって、課題を解決するものとはいえないから、原告の主張は、その前提において誤りがあり、いずれも採用できない。

上記のとおり、甲3には、耐擦傷性防眩フィルムにおいて、電離放射線硬化型樹脂の屈

折率にできるだけ近い屈折率を持つ樹脂ビーズを選択すると、塗膜の透明性が損なわれずに、しかも、防眩性を増すことができるという技術的事項が記載されており、また、甲5には、防眩フィルムにおいて、電離放射線硬化樹脂の透明性を損なわないように、電離放射線硬化型樹脂の屈折率に近い微粒子を用いるという技術的事項が記載されていることからすると、甲1発明と甲3及び甲5は、粗面化層の透明性を損なわないようにするという点で共通しているから、甲1発明に甲3及び甲5に記載されている技術的事項を組み合わせることに阻害要因はない。 [判決36～37頁]

#### (4) 相違点 a 及び b に係る構成により生じる相乗効果に関する判断の誤り（取消事由 3）について（判決 37 頁）

- しかし、本件明細書（甲41）の段落【0025】には、屈折率差についての記載はあるものの、フィルターの粒子径の粒度分布についての記載はなく、一方、同段落【0028】には、フィルターの粒子径の粒度分布についての記載はあるものの、屈折率差についての記載はないから、これらの記載から、フィルターの粒子径の粒度分布についての相違点 a 及び屈折率差についての相違点 b の双方の関与により本件特許発明の効果が得られるとはいえない。 [判決37頁]

## 6. 検討

(1) 甲1（主引用例）には、「モアレ」の解消という解決課題は記載されていない。

本判決は、①本件明細書に、「モアレ」に関する説明、特にその原因に関する記載がないこと、②「モアレ」の用語が単独で用いられておらず、常に「ギラツキ（モアレ）」の形で用いられており、しかも「ギラツキ」ないし「ぎらつく」の用語が15箇所用いられているのに比べ、「ギラツキ（モアレ）」の表現は3箇所しか用いられていないこと、③実施例と比較例の評価結果において、「モアレ」を「ギラツキ」と別個に評価すると解されないこと、④「モアレ」の原因とされる「類似した周期的パターン」や「類似した周期的パタンの重なりにより生じる干渉で現れる縞状の模様」について記載のないこと、等に照らし、明細書中の「ギラツキ（モアレ）」の用語が「モアレ」を指すものと理解することができず、解決課題はギラツキの解消であって、「モアレ」の解消ではないと認定した。

本判決に従う限り、出願人としては、本当に「モアレ」の解消をも目的とするのであれば、少なくとも用語を単独で使用し、原因等を説明し、独自に評価すべきであったということになる。判決中では、用語の使用回数を比較しているが、必ずしも回数だけが決め手になるわけではないと思われる。

(2) 甲1発明（主引用例）は、本件特許発明と、技術分野、解決課題、発明の目的等が共通であることから、本件特許発明の特徴的部分に到達するための示唆があると判断されたものと解される。

- (3) 甲1発明と甲3及び甲5は、粗面化層の透明性を損なわないようにするという点で共通しているので、組み合わせに阻害要因はないと認定されている。甲3及び甲5の発明のいずれも防眩フィルムに関連する発明であり、技術分野は共通である。
- (4) 取消事由1のうち、フィラーの粒子径Dの粒度分布については、実施例2において、 $6.0\ \mu\text{m}$ より大きい粒子を全く含まない実施例が記載されているほか、段落【0028】には「 $10 < D \leq 15.0\ \mu\text{m}$ の範囲のものは全く含まないことが好ましい」との記載もある。
- (5) 樹脂マトリックスとフィラーの屈折率を0.10以下とする構成の技術的意義については、実施例において、屈折率の差が0.10を超える場合に必ず透明性が損なわれているとはいえない結果が示されているうえ、屈折率の差が0.10付近の実施例が記載されておらず、「0.10」という数値の根拠が弱かったものと思われる。粒度分布の境界値についても同様であろう。

(弁護士 飯塚暁夫)